

岸和田市指定給水装置工事事業者 各位

岸和田市長 永野耕平

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の**指定の更新申請**について（通知）

平素は、岸和田市の水道事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となったことから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。また、初回の更新手続きにつきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間（1年～5年）が異なります。

岸和田市では、有効期間の範囲内で更新手続きの時期及び期間を、指定番号ごとに振り分けて別途設定させていただきたいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ただし、早期に手続きを行った場合であっても次回の有効期間（R5年9月30日～R10年9月29日）に変更はございません。

1 初回更新手続きについて（**新型コロナウイルスの感染予防対策として、不備がなければ郵送でも受付します。**）

※**ご注意**：納入通知書による手数料の事前納付が必要（**領収書の写しを添付すること**）

	指定番号	初回更新手続きの期間
③	346 ～ 440	令和5年7月3日 ～ 令和5年8月31日

※初回更新手続きの期間は、有効期間ではございませんが、期間内での手続きにご協力願います。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（(1)～(6)まで**水道法第25条の2**を準用）

- (1) **指定申請書**（新規指定時の申請書と同様）
- (2) **機械器具調書**
- (3) **誓約書**（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (4) **定款及び登記事項証明書**（法人）、又は**住民票**（個人）
- (5) **給水装置工事主任技術者免状の写し**
- (6) 次回更新までの有効期間が記載された **指定給水装置工事事業者証交付申請書**（必要とする者のみ）

※**新指定証の郵送を希望する場合は「旧指定証」及び「レターパック」を同封すること**

- (7) **指定更新時確認書**（運営状況確認書）及びそれらを証明する書類（次の3を参照）

3 岸和田市が確認する項目（給水装置工事の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料及び指定証交付手数料（岸和田市上水道事業給水条例第10条第4項及び第5項による）

事務手数料：9,000円 有効期限が記載された**指定証交付手数料：1,000円** 合計：**10,000円**

※**指定証の交付を希望しない方は、下記までご連絡ください。**

5 更新制度に関するお問い合わせ先

岸和田市上下水道局 総務課 企画担当 電話：072-423-9590

指 定 証

指 定 番 号 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

商号又は名称

上記の者は岸和田市上水道事業給水条例第10条第1項に定める岸和田市指定給水装置工事事業者であることを証する

年 月 日

岸和田市長

氏 名

有効期限 年 月 日までとする